

## 第483回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和4年2月2日(水曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年2月10日(木曜日)  
午後2時から
- (2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室  
石巻合同庁舎 101会議室  
気仙沼合同庁舎 202会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置(案)等について
- (3) 宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について(くろまぐろ(大型・小型)・すけとうだら・するめいか)

#### 協議事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

#### その他

第46回宮城県水産加工品品評会について

### 出席委員

会 長	關 哲 夫(県庁)	委 員	鈴木章登(気仙沼会場)
会長代理	岩 沼 徳 衛(県庁)	”	伊 藤 新 造(県庁)
委 員	鈴木政志(県庁)	”	千葉富夫(石巻会場)
”	高橋平勝(県庁)	”	平井光行(県庁)
”	菊田 守(気仙沼会場)	”	尾 定 誠(県庁)

委員 高橋 一郎（気仙沼会場） 委員 石森 裕治（石巻会場）

” 大江 清明（石巻会場） ” 木村 千之（石巻会場）

#### 欠席委員

委員 伊藤 新造

委員 舘田 あゆみ

#### 執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

#### ○事務局 鈴木総括次長

定刻となりましたので、第483回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、初めてWEB会議での開催となっております。委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場でもよろしくお願いたします。

なお、本日の委員の出席状況は、県庁6名、気仙沼会場3名、石巻会場4名、計13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

#### ○關会長

（挨拶）

#### ○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

#### ○石田副部長

（挨拶）

#### ○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っております。次第、出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）」、資料4といたしまして、協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、最後に、その他といた

しまして、「第46回宮城県水産加工品品評会について」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局、又はお近くの県当局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

2番の岩沼会長代理、15番の木村委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)「かご漁業の制限に関する委員会指示について」を上程いたします。

事務局から御説明をお願いします。はい、長谷川事務局長をお願いします。

○事務局 長谷川事務局長

審議事項(1)かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について、前回12月の委員会におきまして、令和2年度の漁期の操業状況等について御報告をさせていただきまして、その際、あわせて来年度の届出制等について御協議していただいたところでございます。

本年、4月から漁期開始に向けまして発動する委員会指示(案)について御審議をいただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○關会長

はい、菅原技師ですね、お願いします。

○事務局 菅原技師

資料1、審議事項(1)かご漁業の制限に関する委員会指示について御説明させていただきます。資料1枚おめくりください。資料1ページでございますけれども、かご漁業の制限に関する委員会指示についてということで、1. 経緯、本県のかご漁業につきましては、これまで自由漁業として営まれてございましたけれども、近年の漁獲動向の変化等から着業者が増加して、操業トラブルが散見されるようになったことから制度化が検討されまして、令和元年5月から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業として操業実態の把握を進めております。先ほど事務局長からも御説明ありましたとおり、前回の委員会において、令和4年度についても、引き続き、届出制とすることで御審議いただいたところでございます。

本日の委員会では、指示内容について御審議いただきまして、原案どおり決定された場合につきましては、令和4年2月18日付で委員会指示を発動するとともに同日発行の県公報に登載する予定と考えてございます。

資料に移りまして、2. 委員会指示内容でございます。(1) 制限期間、(2) 漁業時

期でございますけれども4月1日から翌年の3月31日まで、(3)操業区域は共同漁業権区域を除く宮城県地先海面、(4)規制内容は1トン以上20トン未満の漁船を使用してかご漁業を操業しようとするものは使用漁船ごとに届出をしなければならない。(5)条件、7項目ございまして、ポツ1つ目、操業期間中は届出済証を発行いたしますけれども、こちらを船内に備え付けなければならない。ポツ2つ目、船体に定める標識でございますけれども、船体の見やすい場所に表示をしなければならない。ポツ3つ目、ボンデンの表示でございますけれども、宮城県漁業調整規則の第60条を遵守すること。ポツ4つ目、わたりがにの抱卵個体を漁獲した場合は再放流をしなければならない。ポツ5つ目、操業する海域においては漁業者間で定められている操業ルールの遵守に努め、漁業者間の協議により協調操業体制を確保しなければならない。ポツ6つ目、他の漁業と漁場が競合する場合につきましては、無線や船舶電話等を使用して相手方と交信してトラブルの回避に努めなければならない。最後でございますけれども、漁業時期終了後1か月以内に漁獲成績報告書を提出しなければならない。といった7つの項目を条件としております。

3. 令和4年度漁期の取り扱いでございますけれども、先ほど御説明したとおり、引き続き、届出制とすることで考えてございまして、2月18日に委員会指示を発動したいと考えてございます。昨年度発動した委員会指示との変更点といたしましては、委員会指示の発動日及び会長名の変更となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2ページから5ページにつきましては、かご漁業の制限に関する委員会指示の新旧対照表となっております。主な変更点といたしましては、委員会指示の発動日、昨年は令和3年2月16日でしたが、今年は令和4年2月18日、次に会長名の変更、次に制限期間と漁業時期、昨年は令和3年4月1日から令和4年3月31日までを制限期間、漁業時期としてございましたけれども、今年は令和4年の4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

6ページから8ページにつきましては、今、御説明いたしました委員会指示の内容と公報に登載する形のものとなっております。

資料の2ページでございますが、新旧対照表の部分で右側の旧が令和2年度、左側の新が令和3年度となっておりますけれども、旧の部分は令和3年度でございまして、左側の新の部分が令和4年度となっております。大変申し訳ございませんでした。

説明につきましては以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○關会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言をお願いします。

発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて、御発言願います。よろしく申し上げます。

6番、高橋委員をお願いします。

#### ○高橋(一)委員

前回の12月16日の海区で委員の皆さん協議をしており、グループの方々が納得して

いる状況でございますので、今回の審議は何も変わらない内容でございますので、それで良しと私はしたいと思います。

○關会長

はい、高橋委員から、この趣旨、賛成の旨の御発言がございました。

他に御意見等ございませんか。

はい、会長代理鈴木さん。

○鈴木会長代理

条件のところなんですけれども、上からポツ3の宮城県漁業調整規則第60条を遵守するとなっているんですけれども、その中で皆さんわかっていると思うんですけれども、これ沖と岸側に浮標、漁師間ではボンデンというんですが、その間に300メートルごとに浮標を付けなければならないとなっているんですけれども、これはあくまでも沖で操業する場合なのか、それとも、沿岸で操業する時もこれを適用するのか。その1点と、あと、この操業海域が漁業者間で定められている操業ルールを遵守するという事なんですけれども、宮城県には御存知のとおり、仙台湾小型漁船漁業部会と県小型漁船漁業部会があるわけなんですけれども、その中で両者間で協議して決定していかなければならない事項だと思うんです。これはあくまでも業界に丸投げという形でそういうことを考えているのか。その2点をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○關会長

はい、これに対してどなたがお答え出来ますか。

芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

漁業調整規則第60条の300メートルごとの浮標ですが、浮き延縄の場合は、そのボンデンとボンテンの間、300メートルごとに浮標を付けてくださいというような趣旨でございますので、通常の刺し網でしたり、かごについてはいわゆる中ボンテンですかね、そういったものをつけなければならないということではありませんので、あくまでも浮き延縄を対象としたものとなります。

あとは2つ目の操業ルール、業界に丸投げかというような趣旨のお話だと思うのですが、仙台湾小型漁船漁業部会の会議等に県も出席させていただいておりますので、丸投げということではなく、漁業者さんの意見も聞きながら、皆でより良い操業ルール作りには、県でも積極的に参加していきたいと思っております。以上です。

○關会長

はい、よろしいですか。

○鈴木会長代理

はい。

○關会長

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「かご漁業の制限に関する委員会指示について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

また、今回はWEBでの会議となりますので、御異議がない場合は、挙手をお願いいたします。

賛成の委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

○關会長

県庁、気仙沼会場、石巻会場について、過半数以上の挙手を確認いたしました。

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は公報掲載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

○關会長

はい、長谷川課長。

○水産業振興課 長谷川課長

資料（２）火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について、説明をさせていただきます。

これまでの委員会でも何度も御審議をいただいておりますが、知事許可漁業につきましては、令和２年に施行されました改正漁業法によりまして、大臣許可漁業の規定に準じた許可手続きが規定されておりました。海区漁業調整委員会の意見を聴いて、制限措置を定めまして、許可処分を行ってきているところでございます。

本日は漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項の規定に基づきまして、３月２５日から漁業の時期を迎えます火光利用敷網漁業、いわゆるランプ網漁業でございます。この許可に係る制限措置の内容について御審議いただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

○關会長

本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

資料（２）を用いまして、説明させていただきます。資料（２）、１枚おめくりください。１ページとしまして、県から海区委員会宛ての諮問文書の写しでございます。

2ページをお願いします。2ページが今回の審議内容でございまして、火光利用敷網漁業の制限措置及び許可又は起業認可を申請すべき期間でございまして、説明につきましては3ページからさせていただきます。漁業の概要でございまして、火光利用敷網漁業におきましては、本県沿岸域において春季にいかなご幼魚、いわゆるこうなごを漁獲対象として、集魚灯と敷網を用いて行う漁業、いわゆるランプ網といたしますが、本県の重要な春漁の1つでございまして、過去の経過としましては、記録が残るところでは昭和26年以前から操業実態がございまして、その頃から許可の規制をする中で、特に直近の大きなトピックスとしましては、平成元年に沿岸小型漁船と沖合底びき網漁船との漁場紛争が発生しまして、翌年に業界間で操業調整に関する覚書を締結しまして、業界間で操業期間の自主ルール等を定めまして管理されております。直近では平成13年以降、漁模様に応じて操業期間の前倒し等、業界間で協議の上、漁場調整されております。

水揚状況でございまして、昭和62年頃、3万トンを超える水揚げがございましたが、平成以降、1万トン弱ぐらいに推移し、特にこの10年ぐらい減少が顕著になっておりまして、直近ここ2年、一昨年が6キロということではほぼゼロ、昨年はゼロという状況になっております。資源の状況としましては、本県の沿岸域には、いかなご・おおいかなごが生息しているとされておりますが、夏場は砂に潜って夏眠しまして、秋以降、成熟・産卵して3月以降、その幼魚を漁獲するわけですが、特に全国的に近年、資源が減少しておりまして、本県も資源状況の悪化が顕著となっているという状況でございまして。

次のページ、4ページをお願いいたします。漁業者による自主管理体制というところでは、県小型漁船漁業部会火光利用敷網漁業委員会がございまして、毎漁期、自主調整方針を策定しまして、操業秩序事項等、きめ細かなルールを定めて操業しているというところでは。

許可の概要としましては、許可方針に基づく内容でございまして、制限措置としまして、漁業種類、いかなご火光利用敷網漁業、操業区域としては、(1)(2)の海域を除く宮城県沖合海面、漁業時期としましては3月25日から6月15日まで。その他に船舶の総トン数20トン未満等を定めております。許可の有効期間としては1年、許可の条件としてここに書いてある内容で規定しております。

次に、5ページをお願いいたします。許可の対象でございまして、許可枠の設定ということで、平成29年漁期から震災前平成22年の許可数を許可枠の上限としまして、その8割を運用枠ということで運用しておりまして、表を見ていただきますと、許可枠189に対して運用枠が151と直近の件数がございまして、昨年は126隻という許可となっております。(3)としまして、今回の制限措置、許可等すべき船舶等の数、公示枠といたしますが、公示枠については、現許可隻数から操業見合わせによる1隻減の125隻という形としてございまして。

2ページにお戻りをお願いいたします。こちらが今回の審議対象でございまして、制限措置としましては、先ほど説明しました表の内容でございまして、公示枠として125隻としてございまして。それから申請期間として、令和4年2月14日から令和4年3月7日までとしてございまして。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○關会長

ありがとうございました。

県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問ございましたら御発言をお願いします。

先ほどと同じように、発言に際しては挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて発言願います。

どなたか御質問等ありますか。

はい、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

許可の主な条件の中で、小型定置の敷設から400メートル以内を操業しては駄目だと、あと3つ目の養殖施設からもそうですけど、200メートル離せとなっているんですけども、これ県の方では把握しているんですかね、操業実態を。

これ結構、自分は漁師なので、いろんな人から言われるんですけども、定置網にいわゆるロープを巻いて、そこで操業するだの、そういうことがあるんですけども、県の方でこのルールがどういうふうになっているのか、このルールを破った場合はどういう罰則があるのかどうか。ちゃんとそういうのをやっているのかなというのがちょっとあるんですね、県の方に対して、疑念が。

概ねはいいんですけども、この2つの点についてちょっと説明してもらいたいんですね。2番と3番ですね。

○關会長

2番と3番。

これについて、本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

今、御指摘の部分についてはですね、直近ではランプ漁がほぼゼロということで、ほとんど実態ないわけなんですけども、同じ話としましては、さよりの船びきなんかも同じような条件が設定されている中で、去年の審議の時にも石森委員からもそういった御指摘ございましたが、実際に漁業者の方からそういうふうには、これ守ってないじゃないかというような御指摘があるようなことがございまして、今年については実際にさよりの方で注意喚起文書を出して指導するとともに、取締船の方で定期的に巡回しております、特に今回、今さよりがそういった実態の話を受けましたので、特に重点的に監視するような体制はとってございます。許可の条件違反となれば漁業法の違反になりますので、その罰則ということにはなります。以上です。

○關会長

以上ですが、鈴木さんいかがですか。

○鈴木会長代理

今ので分かるんですけども、結局ランプ網に関しては夜間操業なわけですよ。

それを例えば、うみたかだとかうみわしが巡回して、そういうのを見張るといのか、警戒するということで了解してよろしいですかね。

○水産業振興課 本田技術主査

取締船は2隻体制でシフトを組んでいまして、特に漁業時期に応じて、夜間も操業していますので、ランプの時期でしたら夜間重点的に見るとか、例えば、今ですといわしの棒受けであれば、それを重点的に見るとか、そういった体制は随時、柔軟にやっております。

○鈴木会長代理

はい、わかりました。

○關会長

よろしいですか。

他に御質問等ございませんでしょうか。

高橋さん、お願いします。

○高橋（一）委員

火光利用漁業者、こういう意見を持った方がいましたので紹介したいと思いますが、小型定置の敷設置から400メートル、また、養殖施設から200メートル、現状では変わらないんでしょうね。もしかしたら、この範囲を300とか、あるいは下の方の200を何とかありませんかという御意見を聞きましたが、それに対しては改まって海区の方にはあがってこないとは思いますが、この漁業の現状から考えますと、先ほど鈴木会長代理からいろいろお話がありましたけれども、実際問題として、この区域内に入っている船も多少あるのではないかと。そういうことも言われますんでね。現状でそれで許したら岸に入ってくるのかという風な意見もありますのでね。この件はちょっと難しいなと。

私もだからこれは狭めますとか拡げますとかということは言えませんのでですね。

やはりその団体の方がそういう意見を持っているのであれば、そういう要望したらそうですかと言いますが、現状ではいかがなものでしょうかね。

○關会長

高橋委員からそのようなことが出ましたが、鈴木会長代理、それについてはどうお考えですか。

○鈴木会長代理

高橋委員が言うことも分からないではないんですけども、この養殖施設に対してとか、定置網に対してですね、被害があった場合は誰が補償するのということなんですよ。

夜間操業して定置網の側で操業した場合、魚が寄らなくなるんだよね、定置網のいわゆるなんていうか皆さん知っていると思うんだけど、網に伝わってくる手網の部分から、

例えば、魚が追い込まれるんですけども、その手網のあたりで例えば操業されれば明るい魚というのは目が効くもんですからね。この手網などが見えちゃって定置網の人たちに迷惑かかるとか、養殖施設の場合はやっぱりいかに切られたとか、ロープ切られたとかっていうトラブルは何回かあるはずなんですよ。それで、例えばこの400メートル、300メートル、200メートルと言ってもやっぱり明るいというのは、夜の場合、底まで通しますからね。そういうのを懸念してランプの操業をしていない漁業者の方はおそらく心配するんじゃないのかなということですよ。

○關会長

これについては協議というか、そういうのは県の方ではどのように掌握しておられるんでしょうか。

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

本当に高橋委員、鈴木会長代理のお話のとおり、双方の主張もですね、正しい話だと思います。その中でどのように制限をしていくのが1番ベストと言うのは難しいかもしれませんが、ベターかということで、これまで定置であれば400メートルでしたり、養殖施設はというような形で何十年間か運用してきております。確か数年前にその制限条件違反ということで、海上保安部に検挙された事例も実際にございますので、そういった部分では罰則の適用になる内容になりますので、そういった部分、御意見等なければ、県とすれば、現状の内容でということに考えましたが、あとは養殖と定置漁業者、漁船漁業の方々の話し合いという部分で、どう今後状況が変わっていくかという部分だと思っておりますけども、今現状ということであれば、現在の内容で進めていくのがベターなのかなと考えております。以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

私の理解でやっぱり本当に実際に被害が出たら、それは何か改善は必要になりますが、とりあえず今こういうことで進めていくんですということをその関係者に周知していただくというのが1番大事なことでないかと感じたんですが、よろしいでしょうか。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

はい。

○關会長

高橋さんよろしいでしょうか。

○高橋委員

はい。分かりました。

現状どおりであるということをお願いいたします。

以上です。

○關会長

はい、ありがとうございました。

その他、御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

賛成の委員の皆様は、挙手をお願いいたします。

○關会長

県庁、気仙沼会場、石巻会場について、過半数以上の挙手を確認いたしました。

どうもありがとうございました。よって異議なしと認め、令和4年2月4日付け水振第5237号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（3）「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

はい、佐藤課長。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

令和2年12月に改正し、施行されました改正漁業法におきましては、資源管理に係る内容が大幅に強化されてございます。科学的根拠に基づきまして、資源管理が行われるように新たな資源管理システムが構築されたということでございます。この中で法律に基づきまして、国が資源管理方針を定め、この方針に沿って資源管理目標、漁獲可能量TACの設定、そして各都道府県へのTACの配分をするというルールになってございます。今般、令和4管理年度のくろまぐろの大型魚及び小型魚、それからすけとうだら太平洋系群、するめいかの3種類のTACの割当通知が国から届いております。くろまぐろにつきましては数量管理、他2種については現行水準ということで割当が提示されたところでございます。

本日はこの内容について御審議をいただきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○關会長

それでは渡邊さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

資料（3）に基づきまして、御説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願

いたします。1枚おめくりいただきますと、今回の諮問文書が付いてございます。さらにもう1枚おめくりいただきますと2ページでございますけれども、宮城県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量についてという資料がございます。こちらの方を御覧ください。今回の審議理由でございますけれども、令和2年12月1日に定められました宮城県資源管理方針、くろまぐろ小型魚、大型魚、すけとうだら太平洋系群及びするめいか、くろまぐろを2つに分ければ、全部で4種ということになりますけれども、令和4管理年度でございますけれども、期日といたしましては令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、1年間ということでございます。この期間の知事管理漁獲可能量を定めるといったことでございます。この資源管理方針、制度的なところを改めて確認させていただきたいと思うのですけれども、3ページを御覧いただきますと制度の枠組みをお示ししてございまして、過去にも何度かお示しさせていただいた資料でございますけれども、今回の位置付け確認ということで、改めてお付けさせていただいております。点線から左側、真ん中右の方に縦の線がございますけれども、点線より左側を御覧いただきますと、1番上のところに、特定水産資源を定める段階で定めておくものという記載がございます。その下に資源評価第9条という漁業法に基づくものがございます。そのあと矢印が下の方に伸びてございますが、1番下の矢印の方を御覧いただきますと、黒塗りになっておりますが、都道府県資源管理方針第14条というものがございます。これに基づいて県では、資源管理方針というものを令和2年12月に策定してございますが、こちらの8つの項目と別紙からなっております。一応、参考資料といたしまして、このあと4ページから11ページに付けてございます。今まで御説明したものと変わりありませんので、参考ということでお付けしてございます。この中で知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法についても、検討するとしてございます。3ページの資料、点線縦線の右の方を御覧いただきますと、上の方に管理年度ごとに定めるものという記載がございます。こちらの方御覧いただきますと、漁業法第15条で漁獲可能量等というのが中ほどにございますけれども、その下に漁業法第16条といたしまして、知事管理漁獲可能量の項目がございます。こちらは管理年度、今回で申し上げますと令和4管理年度でございますけれども、そちらの漁獲可能量定めるといったものでございまして、今回その対象がくろまぐろ、すけとうだら、そして、するめいかとなって、今に至っているという状況でございます。

2ページを御覧いただきますと、2.内容(1)くろまぐろは数量管理といたしまして小型魚が61.5トン、大型魚は22.5トンの当初配分があったもの、(2)すけとうだら太平洋系群、するめいかの当初漁獲可能量ともに現行水準として当初配分があったものということで、こちらの表のとおり、令和3年度との比較としてお示ししてございます。こちらの内容について、現場調整などしてまいりましたので、そこも含めまして最終的にこちらを検討してどのように管理していくのか御説明させていただきたいと思っております。

資料12ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。国からの通知文書でございますけれども、12ページ御覧いただきますと、令和3年12月24日付3水管第2462号におきまして、水産庁からくろまぐろについて、小型魚と大型魚の配分通知があったところでございます。

13ページ目でございますけれども、令和3年1月31日付3水管第2677号におきまして、水産庁もまだ事案手続中ということでありまして、意見照会という文書ではござ

いますけれども、その中ですけとうだらとするめいかにつきまして、現行水準でどうかというお尋ねがありまして、県としてこちらで構わないと回答したところで国からこちらを公文書として海区委員会に使うって欲しいということで、現在、お付けしているところでございます。

14ページには最終的にこの後、今日、御審議いただいた内容を基に国へ承認申請して、承認がおりれば、そのあと、公表という流れになるのでございますけれども、その時の県で考えておりますくろまぐろ、すけとうだら、するめいか、それぞれの配分についての案ということでお示ししたものでございます。上の方、第1と第2を御覧いただきますと、こちら両方くろまぐろになりますけれども、数量管理の分でございます。第1のところですが、くろまぐろ小型魚につきましては61.5トンの配分がありまして、漁業者が獲って良い分、くろまぐろ小型魚漁業という表記をしてございますけれども、こちらとして58.4トン、また、県の留保枠としては3.1トンと配分してございます。その下、第2を御覧いただきますと、くろまぐろの大型魚の記載がございます。大型魚につきましては22.5トンの全県配分がございまして、そのうち漁業者が獲って良い分、くろまぐろ大型魚漁業というカテゴリー区分におきましては21.3トン、留保枠としては1.2トンを計上したということでございます。実際この数字、どのようなことで考えていったかというところの考え方を、今年度の実績とともに御説明させていただきます。

15ページを御覧いただけますでしょうか。令和3管理年度、まだ継続中でございますけれども、令和3年4月から令和4年3月までの1年間の今年度の状況ということでございます。上が漁獲配分枠ということで、小型魚、大型魚が最終の形のものがこういった形で配分されておりまして、下の表を御覧いただきますと、令和3年12月31日付けの確定値としての来ている数値でございますけれども、大型魚、小型魚、県ではそれぞれ定置漁業、漁船漁業で管理してございまして、それぞれ漁獲枠、その横に漁獲実績、一番右端を御覧いただきますと消化率ということで整理してございます。漁業区分ごとですので、大型魚全体や小型魚全体で整理しますとその下、欄の外になりますけれども、大型魚全体では57.4%漁獲枠に対して、それだけ今消化している状況、小型魚につきましては56.8%の消化率という形で現在の漁獲枠に対する漁獲状況ということで、今の状況として整理しているところでございます。こういった漁獲実態なる漁業の現在の状況でございますが、こちらも踏まえまして、実際、来年度どういくのかというものを示したのが次の16ページでございます。16ページ御覧いただきますと、上にツリー状に示してございまして、小型魚61.5トンというスタートから下に繋がるツリー、横を御覧いただきますと大型魚、丸物の重量としてございますけれども、今回、国から配分のあった22.5トンをお示ししてございまして、そのツリー状で示してございます。まず、小型魚の61.5トンと大型魚の22.5トンという数値でございますけれども、このページの下の方に表の参考といたしまして、令和3管理年度当初配分との比較ですけれども、こちらの方を御覧ください。くろまぐろの小型魚ですけれども、今回、61.5トンの配分がありまして、前年度52.9トンが当初でしたので、今回に関しては8.6トンの増、割合でいきますと16%増で配分が来てございます。一方、くろまぐろの大型魚につきますと、今年度22.5トンの当初配分に対しまして、令和3年が20.5トンですので2.0トンの増ということで10%増ということで来てございます。報道等で御承知のところかもしれませんけれど

も、くろまぐろにつきましては長年の管理の結果、国際的な枠組みの中でWCPFCという会合がございまして、その中で日本のくろまぐろ大型魚15%増、資源管理が認められて増やしていいよということが認められまして、そういったものの影響もございまして。実際には大型魚が15%増えたんですけれども、そのあと、国内の配分の仕方が検討されまして、沿岸につきましては、比較的小型魚が多いだろうということで、小型魚に重みづけの配分がなされたということで今回の結果になってございまして。それでも小型魚16%、大型魚についても10%ついておりますので、その比率に応じた増分があったということでございまして。ちなみに当初配分、この数値、先ほど御覧いただきました15ページの枠と見ると数値が違うところあるのですけれども、15ページでお示した数値はそのあと融通ですとか追加配分とか、そういった変更があった数値の最終版ということで、その違いがあることも説明しております。今御覧いただいております16ページですけれども、小型魚のツリーを御覧ください。こちらにつきましては61.5トンの枠に対しまして、5%の留保枠を取って県に3.1トン、小型魚58.4トンの配分が行ってございまして。その後、小型魚の58.4トンにつきましては、過去2018年から2020年までの漁獲実績に応じまして、定置漁業と漁船漁業それぞれ定置が51.3トン、漁船漁業については7.1トンという配分をしたところでございまして。一方、大型魚でございましてけれども、こちらも同様の考え方をを用いております、大型魚22.5トンにつきましては県の留保枠5%を取りまして1.2トン、大型魚についてはその残りの21.3トンとなっております。大型魚の配分を定置漁業と漁船漁業に分けるところにおきまして、過去の実績、その比率に応じまして、定置漁業で16トン、漁船漁業で5.3トンという配分になったところでございまして。本県におきましては、この16ページの下の方を御覧いただきますと宮城県におけるくろまぐろ協定ということで、定置漁業、かじき等流し網漁業、はえ縄漁業3つの記載ございましてけれども、それぞれの団体で協定を組ませていただいております、個別配分という厳格な資源管理をしているところでございまして。全体の流れを申し上げましたけれども、その途中の計算式を17ページと18ページ、細かい数値にはなってしまいますが、こういった形で算出したというところをお示しさせていただいております。こちらは、現場の漁業者と協議して了承を得た形で最終的にまとめたものでございまして。

19ページを御覧いただきますと、個人名は黒塗りにしてありますけれども、実際の県の管理の方、こういった形で定置漁業ですと20名の方、漁船漁業ですと漁業種類ごとにかじき等流し網漁業で9名、はえ縄では3名の方にこういった個別配分、当初で割振りさせていただいております、これをもとに資源管理をしていると。実際に来遊に合わせて漁獲が多かった少なかったとございまして、そういったところについては融通制度を用いたりとか、国からの追加配分を募ったりするという形で、資源管理をしっかりとやりながらその上で消化率を高めていくというところを漁業者の皆さんと進めているところでございまして。枠については以上になりますが、あわせてもう1点御説明させていただきたいと思っております。

20ページを御覧ください。本県におけるくろまぐろの最終的には国が管理するんですけれども、国への報告体制を一覧として整理したものでございまして。こういった形で管理しております。下の表を御覧いただきますと、一番左端に沿岸定置漁業及び沿岸漁船漁業

という括りがございます。こちらは知事管理として私たちが管理しなければならない部分でして、あと他に国が管理する大臣管理がございますけれども、県知事の方はこのような形で整理してございます。特に本県の場合ですと、左側の漁業者の方から中ほどの矢印を追っていただきますと、一番上に県内産地魚市場というのがございまして、ここに来るのが全体の9割以上にはなるんですけれども、こちらに漁獲報告、市場に実績が上がりまして、それをもとに県で管理しております宮城県水産行政情報システムというデータで漁獲実態を把握いたしまして、それを個人ごとにどれだけ獲っているかというのを10日に水産業基盤整備課で整理いたしまして、それをもって水産庁に報告している。こういったのが、一番大きな流れとなっております。

また、一方で漁業者によっては特に漁船漁業の方は、宮城県外、関東の方面まで出て獲られる方もいらっしゃいまして、県外の産地市場ですとか、あるいは消費地の魚市場、特に豊洲なんか事例があるのですけれども、陸送されたりするのもございます。そういったものにつきましては、宮城県漁協の特に唐桑さん、気仙沼地区、歌津さん、こういった支所のお力をいただきながら、実際に陸送した時の帳票なんかをもって10日にお送りいただきまして、そういった県外流通分も把握して国に報告しているといったものでございます。もともと報告義務というのは、漁業法の中では漁業者に特に特定海洋生物にくろまぐろなどが義務化されておきまして、しっかり義務を守らないと漁業法によって罰則が適用されるところもありまして、こういったところも踏まえて漁業者の皆さんと共有しながら、しっかり資源管理を進めているといったことでございます。今回、くろまぐろの管理枠のお話でございましたけれども、統計の報告体制もあわせて御説明させていただきました。くろまぐろ数量管理部分については以上になります。

続きまして、14ページに一旦戻っていただいてよろしいでしょうか。今、上の第1と第2、御説明させていただきましたが、後半の第3のすけとうだら太平洋系群、その下の第4のするめいかでございます。いずれも現行水準という形で割当が来てございまして、第3ですけれども、管理区分としては宮城県すけとうだら漁業の区分で整理しております。すけとうだらを漁獲するすべての漁業、もちろん現行水準、また、同様の見方で第4のするめいかでございますけれども、するめいかにつきましても、宮城県するめいか漁業という括りにおきまして現行水準としております。この現行水準とはなんなのでしょうかというところもあると思います。資料の1番最後の21ページ中ほどに表が4つございます。真ん中より左側の2つ、左上にすけとうだらTACの推移、その下にするめいかTACの推移という形でお示ししてございまして、国で設定しているTACが白抜に対して、全国の漁獲実績がどうかというものを示したものでございます。右の方を御覧いただきますと、宮城県のすけとうだら漁獲実績の全国に占める割合というのが右上と、右下におきましては、するめいかの漁獲実績の全国に占める割合ということで示したものでございます。本県の割合、いずれも1%未満ということで全国規模から見て、量的には少ない量だという状況でございます。今回、割り当てられた現行水準というものですけれども、この考え方につきましては、右下の中で米印2というところでコメントをつけさせていただきました。過去の漁獲実績、概ね100トン以上あるものの資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合、それに対して示される目標管理ということで、捉え方としては漁獲努力量としては今までどおりの獲り方、極端に漁獲努力を増やさなければそれで大丈夫ですといった捉

え方のものになります。今までどおりやりなさいというとならえ方になります。実際、すけとうだらとするめいかの漁獲水準はどうかというのを左隣の表にお示しさせていただきました。令和3管理年度の資源評価というところを御覧ください。すけとうだらですが、親魚量ですけれども、MSY水準、これは持続可能的に出来る資源を考えたときの水準でございますけれども、それに対して、すけとうだらの親の量については、十分あるという評価が水研機構から出されております。

一方、するめいかについては難しいですけれども、単年度寿命というのもありまして、ここ10年ぐらいMSY水準値として資源として少ないという評価が出ているところでございます。以上で内容の説明になりますけれども、また、最初の2ページにお戻りいただけますでしょうか。最後に今後の予定について御説明させていただきます。国からの通知文書ですとか、そのあとの漁業者との調整におきましては、今年の1月27日にくろまぐろ管理委員会で漁船漁業の皆さん、そのあと、2月4日に定置の役員会を経て、2月8日に書面決議という形で皆さんの同意を得たところでございます。本日2月10日ただいまの整理内容について御説明させていただきました。この後、海区の先生方から御承認いただければ、今月末、2月25日に農林水産大臣へ承認申請を提出させていただきます。その後、3月15日頃に国から承認通知が来る予定でございますけれども、そちらを受けて、3月下旬、今回の管理が始まる4月の前段階といたしまして、こういった内容を公表させていただければと考えているところでございます。私の説明は以上になります。

御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

#### ○關会長

どうもありがとうございました。県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。

どなたか発言ございませんか。

私からくろまぐろの漁獲枠、当初の配分ということで今回設定されたようですが、これは全国、その他の県との調整がまた起こるとか、さらに追加配分がありうるとかということは、今後、予想されることなのでしょうか。

はい、渡邊さん。

#### ○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

今回の当初配分ですけれども、国で各都道府県との調整がついて、この間何回かやりとりがあったのですけれども、その最終的な結果という形で出てきたものになります。

また、この後の追加配分等の予定でございますけれども、この後、5月に現在、国が持っている留保枠というのがございまして、そちらを各都道府県に配分するという調整がございまして、この後、6月に追加配分が県にも来る予定となっております。以上でございます。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。少しでも追加があるといいですね。  
他に。平井委員どうぞ。

○平井委員

19ページの個別割当配分についてお伺いしたいと思います。TACからさらに進めてIQを先行的に取り組んだことを非常に高く評価したいと思うんですけども、実際に小型魚、大型魚にしても、定置、それから漁船漁業にしても個別の割当を決めるその基準とか、それから実際の漁業者の方との相談というどういう仕組み、それからおそらくその前年度実績みたいなものを参考にして決めておられるんだと思いますけども、その辺に対して、漁業者の方からはどういうふうな現状の意見が出ているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○關会長

どなたが答え出来ますか、  
はい、渡邊さん。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

漁獲配分について、やはり皆さんどうしてもいっぱい獲りたいという心情でございますので、正直なところ皆さんに我慢していただいているというところがございますけども、これ上限があるので仕方がないので、やはりまず1番公平に担保できて皆さんに納得いただけるのは、過去の漁獲実績という形になりまして、特に今回は2018年から2020年の3か年の漁獲実績に基づいた配分ということにいたしました。ただ、その配分の仕方もやはりひと工夫必要でございまして、特に漁船漁業の皆さんは割と波があるので、とりあえず当初については均等配分でいきたいと思いますということにしてあります。ただ、実際稼働してみると今年なんかもそうですけれども、いっぱい獲られる方と、あまり操業されなかったとか、様々な理由で漁獲が伸びなかった方もいらっしゃいまして、そういった場合には、特に年度途中ですけれども、年度内の漁獲実績に応じたさらに重み付け配分という形で、一旦、県で余っては吸い上げるとか、そういったところで皆さんに有効に利用出来るようにしようというところで、お話はさせていただいております、納得いただいているところはございます。

一方、定置網につきましてはその網のある場所ですとか網の仕様によりまして、どうしてもいっぱい入るところとそうでないところとありますので、今回、協定を結んだ方は皆さんそれなりに漁獲実績がある方ですけれども、この中でもやはり3つの階層に実は分けてございまして、1番獲れるところ、真ん中ぐらい、あんまり獲れてないところ。獲れる中でもそういった3つの階層に分けて、そちらも漁獲実績に応じて、当初配分することで皆様に納得いただいております。ただ最近、海況等間の変化で、くろまぐろの回遊も変わってきておりますので、当初の予定から外れて、実は枠を持っているけど余ってしまう、逆に枠が少ないけどいっぱい獲れてしまう、そういった状況も出て来ますので、そういったところについては、融通という形で漁業者間の枠のやりとりも出来るところを

認めてございまして、そういったところで、いい形に近づけようということで皆さんと協議して、今に至った次第でございます。以上でございます。

○關会長

平井委員、よろしいですか。

○平井委員

はい。

もう1つよろしいですか。

○關会長

はい、どうぞ。

○平井委員

県の留保枠についてですね、5%で留保枠を決めておられて、今年度の漁期の進捗状況を見ると、66%になっているのですけども、大体いつの時期を目指してその留保枠という5%の枠をどのように使うかという基本的な考え方について教えていただきたいのですけど。

○關会長

はい、渡邊さんお願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

この留保枠は、あくまでも資源管理の枠を守るための県の蓄えといいますか、そういう捉え方をしてございまして、過去に3年前になりますかね、定置漁業なんかで一気に入ってしまい、予期せぬ漁獲になってしまって、皆さんが持っている漁獲枠では足りないということも生じてしまったことがございまして、結果的に枠を超えてしまうと、宮城県に国から減枠が来てしまいますので、そこは守備的に上手く管理するための担保という形でまさに名前のとおりですけれども、取っているものでございます。以上です。

○關会長

よろしいですか。

○平井委員

解除は考えていないということですね。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

基本的にはこちらは解除とかというのは考えていないものになります。

○關会長

実際、その漁獲実績が下回っていても、留保枠として決めたのはそのままという理解ですね。それで理解いただけましたですか。

○平井委員

はい。

○關会長

他に御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐる（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

○關会長

過半数の挙手を確認いたしました。ありがとうございます。

よって、異議なしと認め、令和4年2月9日付け水整第5177号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

—————審議事項終了—————

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

はい、千葉さんをお願いします。

○事務局 千葉主事

資料（4）協議事項、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、御説明させていただきます。1ページおめくりいただきまして、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会についてということで、まず、趣旨といたしまして、東京都と地方、3年に一度持ち回りで開催されまして、本来は今年度宮城県で開催の予定だったのですが、この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年度は書面決議となっております。そのため、来年度に当県で開催することとなっております。

その下の開催日時について、今現在、令和4年5月19日の木曜日及び20日の金曜日を予定しております。開催場所につきましては、1日目が通常総会等になりまして、今、仙台サンプラザで行う予定で考えております。2日目は現地視察になっておりまして、その下の開催のイメージ案ということで記載させていただいたのですけれども、1日目、午前10時30分から正午まで県で海区漁業調整委員会を行いまして、午後、サンプラザに移

動いたしまして、13時から監事会、14時から理事会、15時から通常総会となっております。2日目、8時から現地視察となっているんですけども、今現在、場所は検討中でありまして米印で書いてはいるんですけども、塩釜仲卸市場とか、松島の方面ではどうかということで今検討中ではあります。午前中を目処に現場視察に行きまして、13時ごろに仙台駅解散ということで検討しております。下の方に参考として東日本ブロック会議の時は、平成29年ですと女川、石巻、平成17年は松島に行った実績がございます。

今後の対応についてというところですけども、県内、今申し上げましたとおり、通常どおり対面式での開催の予定で進めてはいるんですけども、今、コロナウイルスの感染拡大が結構しているところなので、その状況を注視しながら連合会の事務局とも連絡を取り合って、規模縮小での開催や書面決議などの検討も今後していこうと考えております。

次の2ページからは、平成29年に宮城県で行われた東日本ブロック会議の開催の日程表、平成30年度に宮崎県で開催された通常総会開催の通知文、開催の内容を参考資料として添付しておりましたので、後ほど御確認いただければと思います。私からの説明は以上です。

#### ○關会長

はい、どうもありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので質疑に入ります。どなたか質問ありましたら、挙手の上、発言願います。私からでいいですか。

今回、宮城県が担当県ですが、その場合、この海区の委員の方々全員がこれに対応するという理解でよろしいのでしょうか。

はい、千葉さんどうぞ。

#### ○事務局 千葉主事

通常総会は、全委員さんで出席していただくようになるんですけども、2日目の現地視察は、まだ検討中ではあるんですけども、現場視察の場所によって、出席していただく委員さん等が変わる可能性がありますので、そこは今後検討していきたいと思えます。

#### ○關会長

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

他に質問ございませんか。

なければ、協議事項「令和4年度全国海区漁業調整委員会通常総会について」はこれまでとします。

————— 協議事項終了 —————

#### 【その他】

#### ○關会長

次に、その他に移ります。県からお願いします。

はい、千葉さんですね。

○水産業振興課 千葉主任主査

資料A 4, 1枚の資料, 第46回宮城県水産加工品品評会について, 情報提供を申し上げます。

1枚ものの資料を御覧ください。本県の水産加工業の振興を図るため, 関係団体と県の共催により, 先月1月26日, 石巻市水産総合振興センターを会場に第46回宮城県水産加工品品評会を開催いたしました。

今回は県内51社, 3校から選りすぐりの水産加工品122品が出品されまして, 資料の写真にありますとおり, 栄えある農林水産大臣賞には有限会社ムラカミ様が出品されましたMISO SOUP(ミソスープ)が選出されましたほか, 水産庁長官賞3品, 宮城県知事賞3品など計21品が受賞されました。

この受賞品につきましては, 今後, パンフレット等を作成しまして, 広くPRしていく予定でありまして, そのはじめといたしまして, 委員会冒頭の副部長の挨拶でも御紹介差し上げましたとおり, 来週2月16日水曜日からJR仙台駅で開催されますみやぎ水産の日まつりでPR販売をする予定としております。

また, 農林水産大臣賞受賞をしましたMISO SOUP(ミソスープ)につきましては, 第61回農林水産祭に出品されることも決まっております。

繰り返しになりますが, 来週水曜日, 2月16日から日曜日の20日まで5日間, JR仙台駅において, みやぎ水産の日まつりの開催を予定しております。開催時間は午前10時から午後7時まで仙台駅で開催しておりますので, 是非, 足を運んでいただければと思います。私の方からは以上となります。

○關会長

はい, どうもありがとうございました。

何か御質問がありますか。なければ, 事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から, 次回の委員会の開催日時について, 御連絡いたします。

今回は, 3月25日, 金曜日, 午後2時から, 場所は県庁9階第一会議室で開催予定であります。

また, 新型コロナウイルス感染症の状況によっては, 今回と同様にWEBでの開催も検討しております。詳しくは, 次回の通知発送の際に御案内させていただきますので, よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので, 本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 鈴木総括次長

關会長, 委員の皆様, 本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について
- (3) 宮城県資源管理方針に係る令和4管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）

協議事項

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

本村 牛之

署名委員

若沼 徳衛

書 記

千葉 みゆき